
令和元年台風第 19 号で被災された方へ

医療費の窓口負担が免除されます

令和元年台風第 19 号により被災された被保険者の皆様には心よりお見舞い申し上げます。10 月 12 日の台風第 19 号により災害救助法が適用されました区市町村にお住いの被災者の方の医療機関や薬局の窓口負担、訪問看護の利用料を免除することになりました。（被災以降、適用区市町村から他の区市町村に転入した方も対象になります）

免除を受けるには当国保組合発行の免除証明書が必要となりますので、該当される方は、（至急）管轄の総合事務所に連絡のうえご申請手続きください。

【免除の要件】被保険者（組合員）が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当している

- (1) 災害救助法の適用区市町村に住所を有している
（被災以降、適用区市町村から他の区市町村に転入した方も含みます）
※適用の区市町村又は内閣府のHP等にてご確認ください
- (2) 被災の状況 次の①から⑤のいずれかに該当している
 - ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした場合
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止した場合
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合

【免除証明書の申請に必要な書類】

り災証明書・被災証明書等

【免除期間】

災害救助法適用日（令和元年 10 月 12 日）から令和 2 年 1 月末日

※ 免除対象の方が既に医療機関当にて窓口負担をされている場合も還付申請書に領収書を添付することにより還付を受けることができます。

お問い合わせは、本部業務課 ☎03-03404-0123 まで

東京食品販売国民健康保険組合